

農用地区域からの除外手続きについて

農用地区域内の農用地等を他用途に利用しようとする場合、法的な手続きが必要です。まずはご相談を！！

1 農用地区域とは

農業振興地域の整備に関する法律（農振法）に基づき「農業振興地域整備計画」を策定し、農業の振興を図る地域を「農用地区域」として設定しています。

農用地区域は、農業上の利用を確保するために定められた土地であることから、その区域内にある土地の農業以外の目的（住宅、商業施設、駐車場、資材置場等）には利用できないこととなっています。

やむを得ず他の目的に利用する必要がある場合は、農振法によって定められた要件をすべて満たす場合に限り、農用地区域から除外することができます。

2 除外手続き（農振除外の申出）ができる場合とは

農業以外の目的に資することにより、周辺の農地が農業上の利用に支障が生じたり、農業施策の実施の妨げにならないよう、農振法によって除外できる場合が限定されており、**次の要件をすべて満たす場合に限り行うことができます。**（申出により必ず除外される訳ではありませんので、土地の選定は慎重に行ってください。）

- ① 農用地以外の用途に供することが必要かつ適当であること及び農用地区域以外に代替すべき土地がないこと。
- ② 農用地の集団化、農作業の効率化等に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ③ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ④ 農用地区域内の保全施設等に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ⑤ 土地改良事業等の工事が完了した年度の翌年から起算して8年を経過していること。
- ⑥ 農用地区域の外周部にある土地であること。
- ⑦ 農地法による農地転用等、他法令の許可等の見込みがあること。

※農用地区域は地番ごとに設定されています。申出予定地が農用地区域内の土地かどうかお問い合わせください。また、手続き開始から除外決定までの期間は約5ヶ月です。（決定公告の手続き等で期間が延びる場合があります。）

なお、令和7年度につきましては、農用地区域の全体見直しを実施するため、農振除外の手続きはできませんので、ご了承ください。

3 農振除外の申出から決定までの当面のスケジュール

令和 7 年 4 月 2 日時点

	受付期間	手続期間	除外決定の予定時期
全体見直しに伴う農振除外の受付停止期間 ※現時点での予定となります。 (令和 6 年 9 月 21 日 ～ 令和 7 年 9 月末)			
令和 8 年度 (第 1 回)	令和 7 年 10 月 1 日 ～ 令和 8 年 3 月 20 日	令和 8 年 4 月 ～ 令和 8 年 8 月	令和 8 年 9 月頃
令和 8 年度 (第 2 回)	令和 8 年 3 月 21 日 ～ 令和 8 年 9 月 18 日	令和 8 年 10 月 ～ 令和 9 年 2 月	令和 9 年 3 月頃
令和 9 年度 (第 1 回)	令和 8 年 9 月 19 日 ～ 令和 9 年 3 月 19 日	令和 9 年 4 月 ～ 令和 9 年 8 月	令和 9 年 9 月頃
令和 9 年度 (第 2 回)	令和 9 年 3 月 20 日 ～ 令和 9 年 9 月 24 日	令和 9 年 10 月 ～ 令和 10 年 2 月	令和 10 年 3 月頃

(注 1)

令和 7 年度は、農用地区域の全体見直し（令和 8 年 3 月完了予定）を実施するため、農振除外の手続きができなくなります。全体見直しが完了しましたら、改めてお知らせします。

全体見直しの進捗状況により受付停止期間が延びる可能性もありますので、予めご了承ください。

(注 2)

受付期間内に提出のあった除外申出書を一括して手続きしますので、除外決定の時期は年 2 回の予定です。異議の申出等があった場合は、手続期間が延長となり、年 1 回となる可能性もありますので、予めご了承ください。

◆お問い合わせ・ご連絡先

市役所農林水産課 農政管理係 TEL : 22-1111 (内線 249)